

平成28年度

第6回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

平成28年度第6回江別市農業委員会定例総会議事録

平成28年9月29日(木) 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員(19名)

萩原 俊 裕
北川 俊 寛
大井川 和 雄
森田 芳 明
荻野 薫
中田 和 孝
加藤 富 雄
渡部 正 廣
本間 正 二
池田 太 郎
石田 武 史
細川 昭 典
永田 喜一郎
佐藤 和 人
吉本 和 子
小林 秀 樹
伊藤 良 明
土切 裕 二
田中 浩 一

2 欠席委員(1名)

金 安 正 明

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	川 上 誠 一
	主幹	気 境 智 道
	主査	佐 藤 卓 也
	主任	長 尾 整 身
	主任	山 田 容 示
	主事	金 澤 由 希

4 議事日程

- | | | |
|-------|------------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 報告第27号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第5 | 報告第28号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第6 | 報告第29号 | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について |
| 日程第7 | 報告第30号 | 第6回農地常任委員会開催結果報告について |
| 日程第8 | 報告第31号 | 経営移譲年金及び特例付加年金の裁定について |
| 日程第9 | 議案第15号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第10 | 議案第16号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第11 | 議案第17号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分) |
| 日程第12 | 議案第18号 | 第6回農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第13 | 議案第19号 | 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| 日程第14 | 議案第20号 | 買受適格証明願について |
| 日程第15 | 議案第21号 | 農用地利用配分計画の案の作成に係る意見について |

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長** これより、平成28年度第6回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は19名で定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長** 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、本間委員、伊藤委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長** 日程第2 会期の決定について
平成28年度第6回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
平成28年9月29日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長** 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
- 事務局長** ご報告申し上げます。
平成28年度第5回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に金安委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
- 議長** ただいまの報告に対しご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第27号

- 議長** 日程第4 報告第27号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
山田主任。
- 山田主任** 報告第27号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

今回提出がありましたのは、No.20からNo.21の計2件でございます。

土地の所在等は記載のとおりで、全7筆 公簿地目は畑2, 621.00㎡を内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。以上でございます。

- 議長** これより報告第27号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第27号を終結いたします。

◎報告第28号

- 議長** 日程第5 報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

長尾主任。

- 長尾主任** 報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご説明申し上げます。

これは、相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回提出がありましたのは、No.4の1件でございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

土地の所在等は記載のとおりで、現況地目 畑34筆208, 215.90㎡でございます。

以上でございます。

- 議長** これより報告第28号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第28号を終結いたします。

◎報告第29号

- 議長** 日程第6 報告第29号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

山田主任。

- 山田主任** 報告第29号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

今回通知がありましたのは、No.19からNo.24の計6件でございます。

内容につきましては、それぞれ賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の日、土地引渡しの日につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長** これより報告第29号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第29号を終結いたします。

◎報告第30号

- 議長** 日程第7 報告第30号 第6回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

- 農地常任委員長** 報告第30号 平成28年度第6回農地常任委員会開催結果についてご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 農地法第5条の規定による許可申請について

付議事件3 第6回農用地利用集積計画の決定について

付議事件4 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

付議事件5 買受適格証明願について

付議事件6 農用地利用配分計画の案の作成に係る意見について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

- 議長** これより報告第30号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第30号を終結いたします。

◎報告第31号

- 議長** 日程第8 報告第31号 経営移譲年金及び特例付加年金の裁定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主事。

- 金澤主事** 報告第31号 経営移譲年金及び特例付加年金の裁定についてご説明申し上げます。

今回裁定を受けましたのは、No.8の1件でございます。

内容につきましては、利用権設定及び賃貸借解約により経営移譲を行ったものでございます。

経営移譲日、処分対象農地等につきましては、記載のとおりでございます。

利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画が定められており、内容を審査確認のうえ独立行政法人農業者年金基金へ裁定請求書を提出し裁定を受けたものでございます。

以上でございます。

○**議長** これより報告第31号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第31号を終結いたします。

◎議案第15号

○**議長** 日程第9 議案第15号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、本間委員より説明願います。

○**本間調査委員** 議案第15号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

今回願出がありましたのはNo.10からNo.11の計2件で、照会についてはございません。

現地調査は9月12日に北川委員、小林委員、私、事務局から山田主任が参加し、行いました。

No.10の現況は、学校用地となっております。

以上の現況について、登記地目 田0.04㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

また、No.11の現況は宅地及び雑種地となっております。

以上の現況について、登記地目 畑848.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

○**議長** これより議案第15号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

現況証明願及び照会について、願出2件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第16号

○**議長** 日程第10 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

長尾主任。

○**長尾主任** 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げ

げます。

今回申請がありましたのは、No.4とNo.5の計2件でございます。

No.4については農地所有適格法人が農地の賃借権の設定を受けるもので、No.5については規模拡大を目指す農業者が農地の所有権の移転を受けるものでございます。

すべての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、2件4筆 畑40, 129.00㎡でございます。

以上でございます。

○**議長** これより議案第16号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請2件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第17号

○**議長** 日程第11 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

長尾主任。

○**長尾主任** 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.3の1件でございます。

本件は、市街化調整区域内における権利の設定又は移転を伴う転用で、道知事処分事件になるものでございます。

内容は、申請地の隣接する幼稚園の施設を拡張するもので、当該幼稚園児のための体験学習農園として申請地を贈与により農地転用するもので、この土地を転用することはやむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えのほか、農地法等関係条項についても許可相当と考えられます。

以上、1件 畑2筆2, 092.00㎡でございます。

以上でございます。

○**議長** これより議案第17号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、知事処分、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎議案第18号

○**議長** 日程第12 議案第18号 第6回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

山田主任。

○**山田主任** 議案第18号 第6回農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市より農業委員会に対し農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが3件7筆18,121.00㎡、利用権設定に係るものが4件21筆153,206.04㎡でございます。

個々の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○**議長** これより議案第18号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

第6回農用地利用集積計画の決定について、申出7件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第19号

○**議長** 日程第13 議案第19号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

気境主幹。

○**気境主幹** 議案第19号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び江別農業振興地域整備計画変更事務取扱要領第3条の規定により、江別農業振興地域整備計画の変更について市長から当委員会の意見を求められているものでございます。

今回意見を求められておりますのは、2件でございます。

変更理由及び内容についてご説明申し上げます。

番号1につきまして、申請地は学校法人が有する既存施設に隣接した土地であり、園児の体験学習農園地とするため農地転用を行い農用地区域から除外するものです。

番号2につきまして、農業者である申請者が後継者のために住宅を新築するため農用地区域から除外するものです。

どちらの案件も、近隣の土地については、農用地区域以外の区域では適当な土地が見当たらず他の土地をもって代えることが困難であると認められる他、周辺の農用地への影響がほぼないと認められ、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号に掲げる施設用地の有する機能に支障を及ぼす恐れがないと認められます。

以上の理由から、今回の2件の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請内容のとおり変更することについて支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○**議長** これより議案第19号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第20号

○**議長** 日程第14 議案第20号 買受適格証明願についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

長尾主任。

○**長尾主任** 議案第20号 買受適格証明願についてご説明申し上げます。

これは、農業委員会の処分事件になるものでございます。

今回申請がありましたのはNo.1からNo.3の3件で、願出地の所在、地番等詳細につきましては資料記載のとおりでございます。

内容につきましては農地の競売であり、札幌地方裁判所より競売開始の決定がなされている事件でございます。

No.1の願出人は、札幌総合動物病院の一部門として当別町で乳牛の肥育販売を行っておりましたが、競売に参加し、当該地の取得により経営規模拡大を図りたいとの理由から新たに法人を設立し願い出ているものでございます。

No.2とNo.3の願出人はすでに市内において営農実績のある認定農業者であり、競売に参加し、当該地の取得により規模拡大を目指すものでございます。

なお、願出人が買受申出人となった場合、別途農地法第3条の許可申請が必要となりますが、農林水産省通知「農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について」により事

務処理の迅速化を図るため、買受申出人より農地法第3条の許可申請が提出された場合においては、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除いて許可をして差し支えない旨の議決をしておくこととされております。

よって、今回の買受適格証明に基づき農地法第3条の許可申請がなされ、今回の証明願と同一内容の場合の許可については会長専決とする決定を併せて求めるものでございます。

なお、会長専決にて許可をした場合につきましては、直近の総会にてご報告申し上げます。

以上でございます。

○**議長** これより議案第20号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

買受適格証明願について、願出3件、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第21号

○**議長** 日程第15 議案第21号 農用地利用配分計画の案の作成に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

山田主任。

○**山田主任** 議案第21号 農用地利用配分計画の案の作成に係る意見についてご説明申し上げます。

これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、江別市が作成した農用地利用配分計画の案について、同市より当農業委員会の意見を求められているものでございます。

計画の案は賃借権設定の1件5筆 田16,057.00㎡でございます。

内容につきましては、記載の通りとなっておりますので説明は省略いたします。

江別市への意見書案につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○**議長** これより議案第21号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第21号を採決いたします。

農用地利用配分計画の案の作成に係る意見について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
平成28年度第6回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後3時56分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月29日

議長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員